

七宗町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R3年度の人件費率
R4年度	人 3,373	千円 3,182,217	千円 152,565	千円 658,272	% 20.7	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
R4年度	人 72	千円 222,984	千円 33,487	千円 83,256	千円 339,727

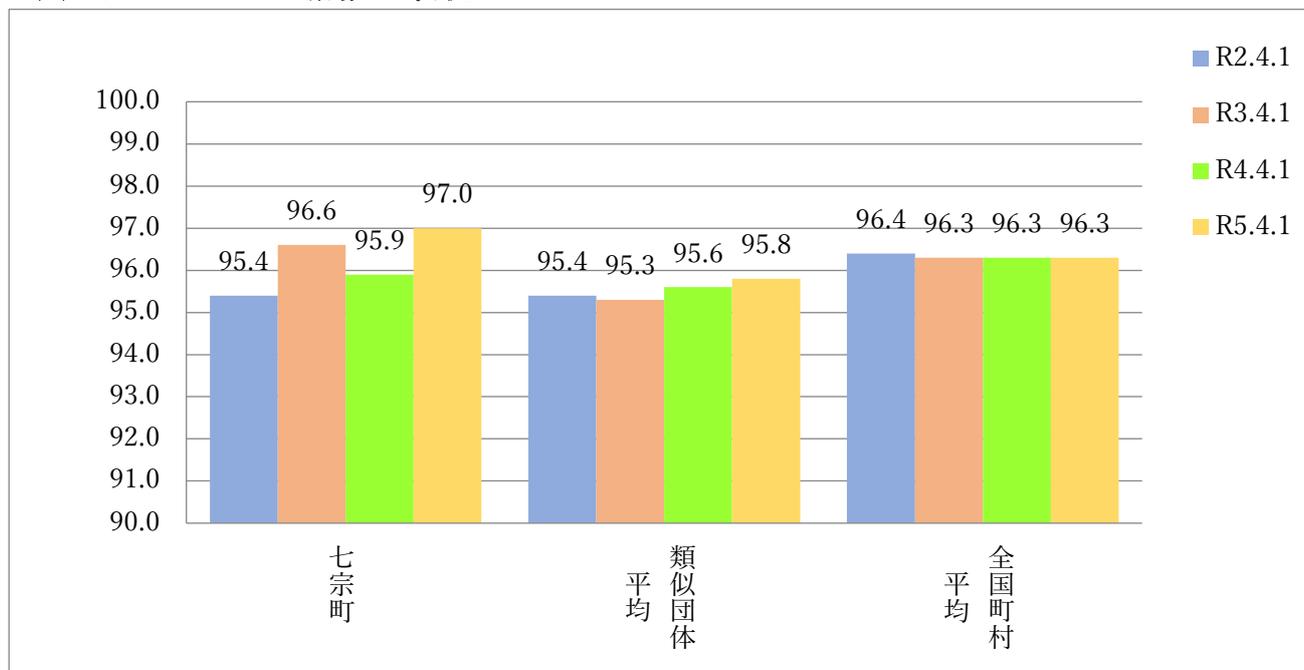
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)I-1型 平均一人当たり給与費
千円 4,718	千円 5,436

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層区分が移動したことによる増加。職種間の異動による変動。

(4) 給与改定の状況 ※七宗町は人事委員を設置していません

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R4年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R4年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し ※地域手当の支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
七宗町	39.1 歳	284,700円	318,500円	305,300円
岐阜県	42.8 歳	325,421円	403,581円	359,816円
国	42.4 歳	322,487円	—	404,015円
類似団体 I-1型	41.3 歳	298,670円	354,074円	323,733円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
七宗町	54.3 歳	3 人	222,000 円	251,000 円	222,000 円	-	-	-	-
うち用務員	39.0 歳	1 人	- 円	- 円	- 円	用務員	49.1 歳	241,700 円	-
うち運転手	61.9 歳	2 人	- 円	- 円	- 円	バス運転手	52.4 歳	318,400 円	-
岐阜県	47.6 歳	117 人	267,973 円	310,125 円	283,525 円	-	-	-	-
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	- 円	329,178 円	-	-	-	-
類似団体 I-1型	52.2 歳	2 人	271,651 円	294,044 円	283,775 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
七宗町	- 円	- 円	-
うち用務員	- 円	3,253,900 円	-
うち運転手	- 円	3,820,800 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		七宗町	岐阜県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	206,000円	185,200円
	高 校 卒	154,600円	187,700円	154,600円

技能労務職	高校卒	151,900円	171,800円	—
	中学卒	143,800円	162,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態（令和5年4月1日現在）

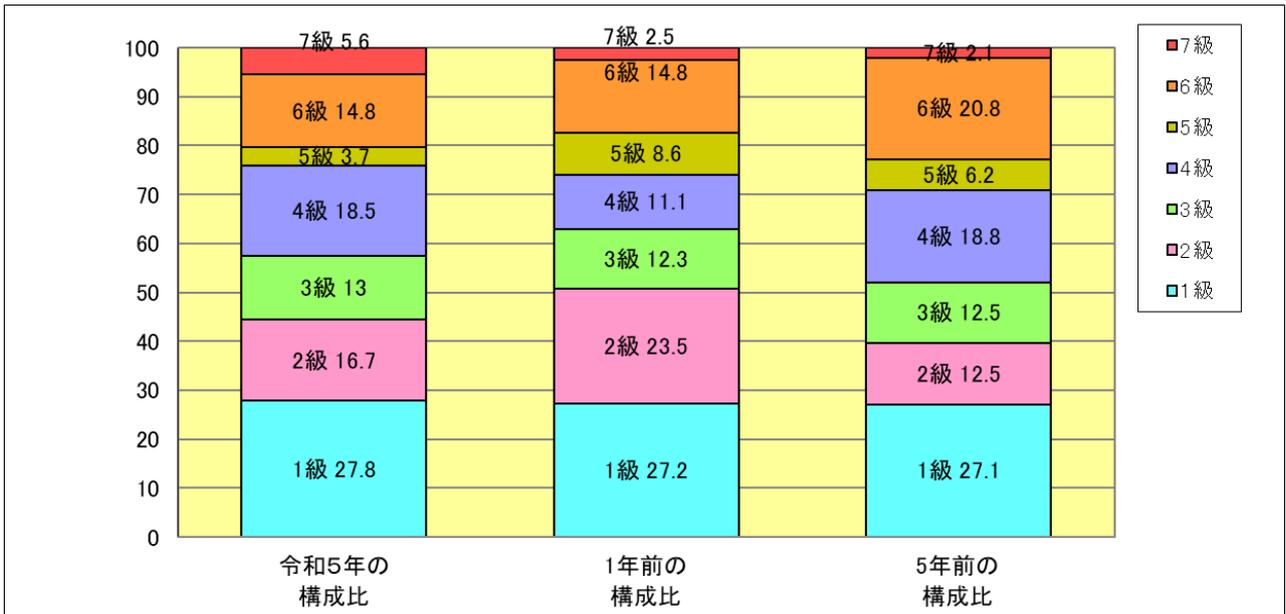
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,300円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

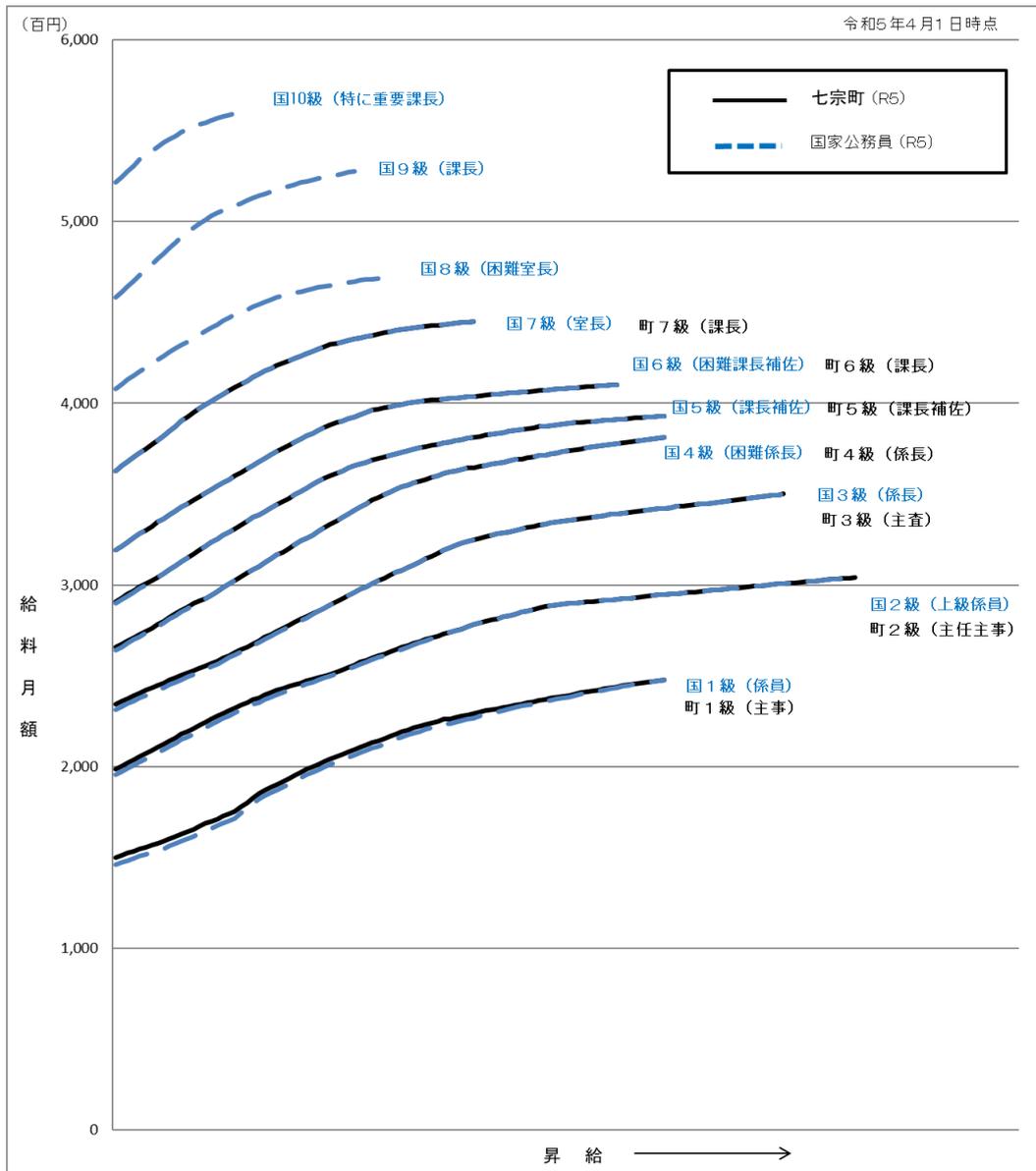
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	参事・課長	3 人	5.6 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長	8 人	14.8 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐	2 人	3.7 %	290,700 円	393,000 円
4 級	係長	10 人	18.5 %	266,000 円	381,000 円
3 級	主査	7 人	13.0 %	234,400 円	350,000 円
2 級	主任主事	9 人	16.7 %	198,500 円	304,200 円
1 級	主事・主事補	15 人	27.8 %	150,100 円	247,600 円

- (注) 1 七宗町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（七宗町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

七宗町	岐阜県	国
一人当たり平均支給額（R4年度） 1,297千円	一人当たり平均支給額（R4年度） 1,653千円	—
(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%・15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%, 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（七宗町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

七宗町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 なし）			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 11,755千円			（割増率2～45%）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、R4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（R4年度決算）		368千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）		368千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R4年度）		1.1%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R4年度決算）	左記職員に対する支給単価
町営バス 運転手手当	町営バスの運転業務に従事した者	町営バス 運転業務	368千円	1月に40,000円 を超えない範囲
感染症防疫 作業手当	感染症菌の付着した物件、付着の危険 がある物件の物理作業に従事した者	感染症 防疫作業	0千円	日額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	9,581千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	133千円
支給実績 (R3年度決算)	14,110千円
職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	202千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (R4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	・ 配偶者…月額6,500円 ・ 子…1人につき月額10,000円 ・ 父母等…1人につき月額6,500円 ・ 16歳から22歳の子…1人につき5,000円加算	同じ		8,417千円	263,031円
住居手当	・ 賃貸住宅を借り受け一定額以上の家賃を支払っている者…27,000円	同じ		4,117千円	228,746円
通勤手当	・ 交通機関利用者運賃相当額…限度額55,000円 ・ 自動車等利用者…通勤距離片道(km) 5未満 2,000円 5以上10未満 4,200円 10以上15未満 7,100円 15以上20未満 10,000円 20以上25未満 12,900円 25以上30未満 15,800円 30以上35未満 18,700円 35以上40未満 21,600円 40以上45未満 24,400円 45以上50未満 26,200円 50以上55未満 28,000円 55以上60未満 29,800円 60以上 31,600円	同じ		7,668千円	111,128円
管理職手当	・ 課長級職員に対して定額を支給 7級1種…45,000円 7級2種…40,800円 6級2種…35,200円	同じ		4,741千円	431,018円
宿日直手当	・ 1回(4,400円、2,200円)	同じ		2,460千円	64,726円
児童手当	・ 3歳未満一律 月額15,000円 ・ 2人目の子どもまで 月額10,000円 ・ 3人目以降 月額15,000円 ・ 中学生 月額10,000円	同じ		4,180千円	199,047円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	670,000円	565,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 市 町 村 長			840,000円 /	416,500円	705,000円 /	415,000円
報 酬	議 長	255,000円	395,000円 / 160,000円				
	副 議 長	215,000円	310,000円 / 140,000円				
	副 議 員	195,000円	290,000円 / 130,000円				
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(R4年度支給割合)					
	副 市 町 村 長	4.45月分					
退 職 手 当	議 長	(R4年度支給割合)					
	副 議 長	4.45月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 町 村 長	$670,000 \times 4年 \times 500/100$	13,400,000円	一任期满后			
		$565,000 \times 4年 \times 300/100$	6,780,000円	一任期满后			
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

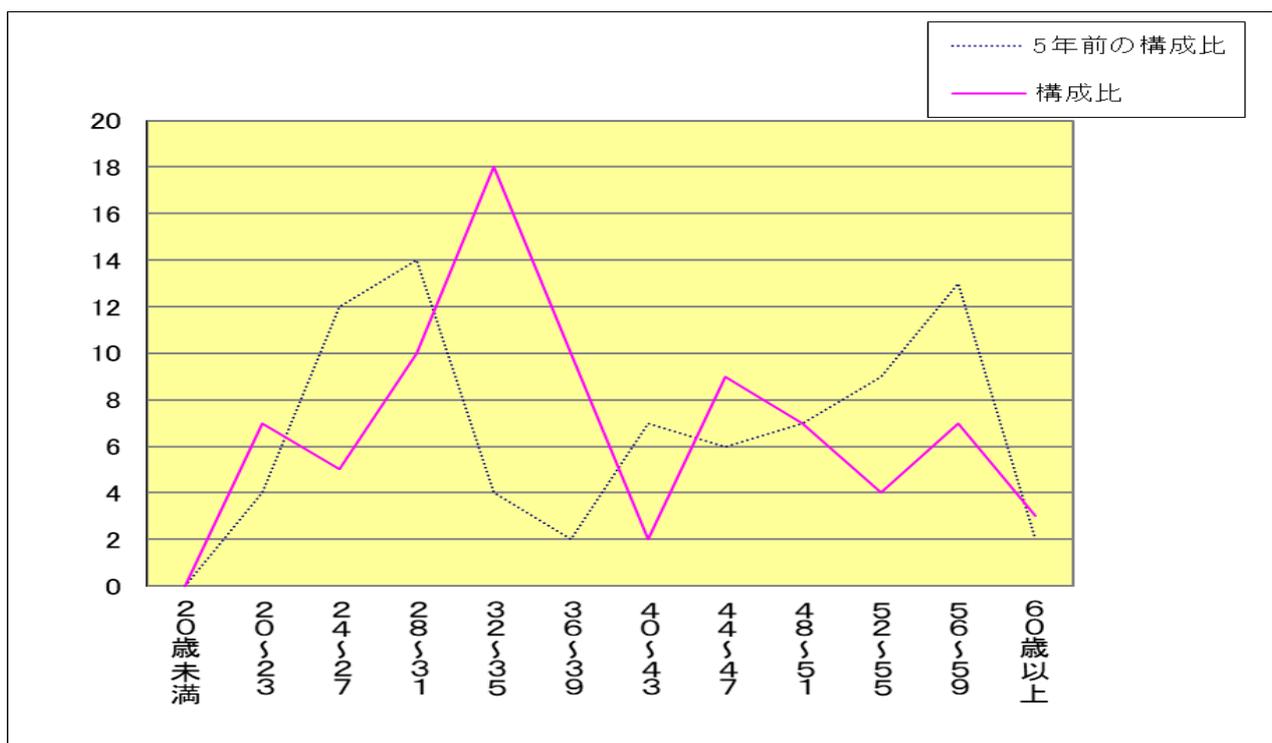
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議総務企	1	1	0	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休暇中の職員が復職したため ・前年度欠員であったが、今年度補充したため ・観光体制強化のため
		会画務	29	24	-5	
		生	5	5	0	
		生	14	15	1	
		産	4	4	0	
工		4	4	0		
木	2	3	1			
	計	5	5	0		
	計	64	61	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 180.85人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 172.11人)	
	教育部門	8	9	1	・学校統合体制強化のため	
	消防部門	—	—	—		
	小計	72	70	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 207.53人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 201.16人)	
公営企業等部門	水道	水	4	4	0	
		下	2	2	0	
		その他	6	6	0	
	小計	12	12	0		
合計		84	82	-2	<参考> 人口1万当たり職員数 243.11人	
		[88]	[88]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	7 人	5 人	10 人	18 人	10 人	2 人	9 人	7 人	4 人	7 人	3 人	82 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	60	60	59	60	64	61	1(1.7%)
教育	8	7	8	8	8	9	1(12.5%)
普通会計計	68	67	67	68	72	70	2(2.9%)
公営企業等会計計	12	11	12	14	12	12	0(0%)
総合計	80	78	79	82	84	82	2(2.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。